

高 崎 商 科 大 学 学 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、授業の内容・方法の改善を図るための組織的な研修等を実施するものとする。

3 前 2 項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(名称)

第 3 条 本学は高崎商科大学と称する。

(所在地)

第 4 条 本学は群馬県高崎市根小屋町 7 4 1 番地に設置する。

第 2 章 学部、学科、学生定員、修業年限及び大学院

(学部、学科)

第 5 条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
商 学 部	経営学科	1 3 0 名	(3 年次) 一 名	5 2 0 名
商 学 部	会計学科	7 0 名	(3 年次) 一 名	2 8 0 名

(学部の目的)

第 6 条 商学部は、教養教育と商学に関する専門基礎科目の教授研究により、高度な知見と専門的能力及び総合的な判断力、創造力を培い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第 7 条 本学の修業年限は 4 年とする。

2 学生は 8 年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学、再入学した者は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(大学院)

第 8 条 本学に大学院を置き、次の研究科を設置する。

商学研究科

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 9 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 10 条 学年を次の二学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に定める期間は、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第 11 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民及び県民の祝日に関する法令に規定された休日

(3) 学園記念日 11 月 22 日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章 入学、編入学、転入学、再入学、転学科、退学及び休学

(入学の時期)

第 12 条 入学の時期は毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 13 条 本学に入学志願できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願手続)

第 14 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第17条 本学に編入学を志願する者は、選考の上、3年次に入学を許可する。

2 編入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者、又は卒業見込の者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所及び国立養護教諭養成所を卒業した者、又は卒業見込の者

(3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(4) その他法令により大学への編入学を認められた者

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

4 編入学に関する必要な事項は別に定める。

(転入学、再入学、転学科)

第18条 本学へ転入学又は再入学又は転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学又は転学科を許可する。

2 前項の規定により入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 転入学、再入学、転学科に関する必要な事項は別に定める。

(留学)

第19条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める修業年限に含めることができる。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、所定の書類を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第21条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 他の大学に転学しようとする者は、所定の書類を提出して、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、所定の書類を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第21条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料、授業料及び施設・設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第26条 授業科目を分けて、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等を置く。
- 4 前項の授業科目の種類、単位数等は別表3、別表4及び別表5のとおりとする。

(授業日数)

第27条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は1単位の学修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習及び実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 別に定める卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果に対し単位を与えることがある。
- 2 前項に定める授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)

(単位履修の方法)

第29条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほかは別に定める。

(科目の登録)

第30条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第31条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

- 2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。
- 3 単位認定については、本学則に定めるもののほかは別に定める。

(試験等の時期)

第32条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

- 2 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(追試験、再試験)

第33条 病気、災害等やむを得ない事情により試験等を受験できなかった者に対し、教授会の議を経て学長が認めた場合は、追試験を受けることができる。又、不合格となった授業科目について再試験を行うことがある。

- 2 当該試験の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(学習の評価)

第34条 学習成績の評価は、A、B、C、D又は認定をもって表わし、C以上あるいは認定を合格とする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第35条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合計60単位を超えない範囲で行う。
- 3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(遠隔授業による修得単位)

第36条 第28条第2項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第37条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により当該他の大学又は短期大学において修得した単位については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の大学等における授業科目の履修等)

第38条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し学修することを認

めることができる。

- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第39条 第35条、第37条及び第38条の規定により他の大学等又は外国の大学等において修得した単位について本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて、60単位を超えない範囲とする。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第40条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、別表1及び別表2に定めるところにより124単位以上を取得しなければならない。

(卒業)

第41条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第43条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第40条に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
商学部	商 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民 商 業 情 報
	経営学科	高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	商 業 情 報
	会計学科	高等学校教諭一種免許状	商 業

- 3 教育職員免許状の取得に関する必要な事項については、別に定める。

第 7 章 検定料、入学料、授業料及び施設・設備費等

(金額及び納入)

第 4 4 条 本学の検定料、入学料、授業料及び施設・設備費等の金額は別表 6 のとおりとする。

2 前項に定める検定料、入学料、授業料及び施設・設備費等の納入に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料の納入期)

第 4 5 条 授業料及び施設・設備費は 4 月と 9 月の 2 期に分けて納入する(別表 7)。又、特別の事情があると認められる者は、延期を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料及び施設・設備費)

第 4 6 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料及び施設・設備費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設・設備費は徴収する。

(休学及び留学の場合の授業料及び施設・設備費等)

第 4 7 条 月の中で休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、前期は 6 月末日、後期は 1 2 月末日より後に休学となった場合は当該期の授業料は免除しない。また、学期の途中で休学を許可された場合、当該期分の施設・設備費は徴収する。

2 半期又は一年間の休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料を納入しなければならない。

3 留学を許可され、当該期の授業料等の免除を受けている者については、在籍料を納入しなければならない。

(復学の場合の授業料及び施設・設備費)

第 4 8 条 学期の中途において復学した者については、復学した月から当該期末までの授業料及び当該期分の施設・設備費を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料及び施設・設備費)

第 4 9 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料及び施設・設備費を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第 5 0 条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返還しない。

第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 5 1 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 教授会及び大学協議会

(教授会)

第 5 2 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は学長及び学部にも所属する専任の教授、准教授、講師をもって構成する。
- 3 前項の規程にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。
- 4 本条に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(大学協議会)

第 5 3 条 本学に大学協議会を置く。

- 2 大学協議会は学長、学部長、学科長、事務局長及び学長の指名する職員をもって構成する。
- 3 大学協議会は次の事項を協議する。
 - (1) 学則その他、学内諸規定に関する事項
 - (2) 教育及び研究に関する事項
 - (3) 連絡調整に関する事項
 - (4) その他大学の運営に関する事項
- 4 本条に定めるもののほか、大学協議会に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生、履修証明プログラム履修生、聴講生、特別聴講生、社会人学生、外国人留学生、研究生

(科目等履修生)

- 第 5 4 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の内一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(履修証明プログラム履修生)

- 第 5 5 条 本学の学生以外の者で、本学の履修証明プログラムに志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、履修証明プログラム履修生として履修を許可することがある。
- 2 履修証明プログラム履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

- 第 5 6 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

- 第 5 7 条 本学において他の大学（外国の大学を含む）との協議により、当該他の大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることがある。
- 2 特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(社会人学生)

- 第 5 8 条 高等学校卒業後通算して 2 年以上の就職経験を有し、本学に入学意思顕著なる者に対し、選考のうえ入学を許可することがある。
- 2 社会人学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第59条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第60条 本学を卒業した者、又はこれと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考のうえ研究生として許可することがある。

2 研究生は指導教官を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。

3 研究成果の報告を怠り、あるいは実績があがらない場合は除籍する。

4 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第61条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

2 表彰について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第62条 本学の学則に違反し、又本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は訓戒、謹慎、停学、退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒について必要な事項は別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第63条 本学に図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する学生定員は、平成19年までの間は、次のとおりとする。

年 度 学部、学科	平成 1 3 年度		平成 1 4 年度		平成 1 5 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
流通情報学部 流通情報学科	2 2 6	2 4 6	2 2 4	4 9 0	2 2 2	7 1 2

平成 1 6 年度		平成 1 7 年度		平成 1 8 年度		平成 1 9 年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
2 2 0	9 3 2	2 2 0	9 2 6	2 2 0	9 2 2	2 2 0	9 2 0

附 則

- 1 この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 1 6 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。
- 2 第 5 条に規定する学生定員は、平成 2 0 年までの間は、次のとおりとする。

年 度 学部、学科	平成 1 7 年度		平成 1 8 年度		平成 1 9 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
流通情報学部 流通情報学科	1 9 5	8 9 1	1 9 5	8 5 2	1 9 5	8 2 5

平成 2 0 年度	
入学定員	収容定員
1 9 5	8 0 0

附 則

- 1 この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 1 7 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 1 8 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 1 9 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 20 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。尚、平成 21 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。尚、平成 22 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。尚、平成 24 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生から適用する。尚、平成 26 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条については、平成 29 年度入学生から適用し、平成 28 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 2 第 5 条に規定する学生定員は、平成 32 年までの間は、次のとおりとする。

年 度 学部、学科	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商 学 部 商 学 科	—	6 0 5	—	4 1 0	—	2 0 5
商 学 部 経営学科	1 3 0	1 3 0	1 3 0	2 6 0	1 3 0	3 9 0
商 学 部 会計学科	7 0	7 0	7 0	1 4 0	7 0	2 1 0

平成 32 年度	
入学定員	収容定員
—	—
1 3 0	5 2 0
7 0	2 8 0

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。
尚、平成 30 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、
従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。令和 3 年度入学生については、なお
従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。令和 4 年度以前の入学生については、
なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度入学生から適用する。
尚、令和 4 年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかか
わらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

経営学科・会計学科 基礎教育科目

授 業 科 目 の 区 分 等	授業科目の名称	単 位 数		卒業要件 単 位 数	備 考
		必 修	選 択		
基 礎 教 育 科 目	主体性 探求心	アカデミックプログラム 日 本 語 リ テ ラ シ ー I 日 本 語 リ テ ラ シ ー II 日 本 語 リ テ ラ シ ー III 日 本 語 リ テ ラ シ ー IV	2 1 1 1 1		
	思考力	学 び の 技 法 ロジカルシンキング クリティカルシンキング デザインシンキング リサーチ入門 哲 学	2 2 2	2 2 2 2	
	表現力	英 語 I 英 語 II 英 語 III Oral English オンライン英会話 English Presentation 中 国 語 日本語表現 ※日本語を母語としない受講生対象 プレゼンテーション	2 2	2 2 2 2 2 2 2	
	人間力	自己管理とビジネス倫理 チームワークとリーダーシップ ライフイベントと価値観 ホスピタリティ ミュージックカルチャー アート表現	 2	2 2 2 2 2 2	
	社会力	他社理解と信頼関係 キャリアデザイン I キャリアデザイン II ライフマネープラン	 2 2 2	2 2	
	人間の理解	心 理 学 育 児 と 介 護 生命と倫理 スポーツ実技 A スポーツ実技 B	 1 1	2 2 2 1 1	
	社会の理解	群馬の歴史と文化 法律と人権(日本国憲法を含む) 福祉と保障 政治と行政 経済学入門 日本の歴史と文化	2 2	2 2 2 2 2 2	
	I C T 活 用 力	情報リテラシー I 情報リテラシー II I C T 活 用 データリテラシー	2 2	2 2 2 2	
	グローバルな 視野	民族と宗教 国際事情 多文化とコミュニティ	 2	2 2 2	
必修 24 単位 を含め 40 単位以上					

別表 2

経営学科 専門教育科目

授 業 科 目 の 区 分 等		授業科目の名称	単 位 数		卒業要件 単 位 数		備 考	
			必 修	選 択				
基礎 教 育 科 目	導入科目	商学基礎	2		必修 8 単位以上			
		経営導入基礎Ⅰ	2					
		経営導入基礎Ⅱ	2					
		地域創造	2					
	学部共通 基幹科目 人間力の養成	経営学概論	2		必須 8 単位を含め 1 8 単位以上			
		会計学概論	2					
		ミクロ経済学	2					
		情報処理Ⅰ	2					
		経営組織と管理		2	経営コース 履修者は 4 単位以上			
		ダイバーシティマネジメント		2				
		広告論		2				
		商法		2				
		情報処理Ⅱ		2	情報コース 履修者は 6 単位以上			
		AⅠ入門		2				
		A dobe クリエイティブデザイン		2				
		W eb デザイン		2				
A dobe 動画コンテンツ制作		2	観光まちづ り コース履修者 は 4 単位以上					
地域活動と社会貢献		2						
観光学		2						
環境経済学		2						
日本経済論		2						
民 法		2						
労働法		2						
	基幹科目	マーケティング論	2		必修 6 単位			
		経営情報活用	2					
		プログラミングⅠ	2					
	展開科目	経営戦略論		2	経営及び観光 まちづくり コース履修者 は 4 単位以上			
		経営財務論		2				
		マーケティングリサーチ		2				
		観光ビジネス		2				
		地域ビジネス		2				
		経営情報論		2	情報コース 履修者は 4 単位以上			
		情報システム基礎		2				
		プログラミングⅡ		2				
		情報ネットワーク論		2				
		情報セキュリティ論		2				
		商業簿記Ⅰ		2				
		商業簿記演習Ⅰ		1				
		工業簿記Ⅰ		2				
		工業簿記演習Ⅰ		1				
		ファイナンス論		2				
経済活動と法		2						

	応用科目	人的資源管理論 中小企業経営論 ベンチャー企業論 国際マーケティング論 グローバル経営 ブランディング論		2 2 2 2 2 2	経営コース 履修者は 6 単位以上	50 単 位 以 上	
		情報システム事例研究 e コマース マルチメディア表現 情報行動論		2 2 2 2	情報コース 履修者は 4 単位以上		
		観光政策論 観光まちづくり基礎 観光マーケティング 地域社会論 地域政策論 コミュニティ振興論		2 2 2 2 2 2	観光まち づくり コース 履修者は 6 単位以上		
		マクロ経済学 国際経済論 国際関係論 (International Relations)		2 2 2			
		経営事例研究	2				
	実践科目	ビジネスモデル開発 サステナビリティCSR マーケティングプロジェクト		2 2 2	経営コース 履修者は 4 単位以上		
		デジタルマーケティング		2	※1		
		情報システム 開発実習 ネットワークシステム開発実習 実践コンテンツ制作 ゲーム制作		2 2 2 2	情報コース 履修者は 4 単位以上		
		地域プロデュース 観光まちづくり実践 商品開発 認定PBL		2 2 2 2	観光まちづ くりコース 履修者は 4 単位以上		
		インターンシップ（経営） 短期キャリアプログラム 長期キャリアプログラム		2 2 4	※1		
	研究科目	課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ	2 2 2 2		必修8単位		

※1 デジタルマーケティングは経営、情報双方に属する

別表 2

会計学科 専門教育科目

授 業 科 目 の 区 分 等		授業科目の名称	単 位 数		卒業要件 単 位 数	備 考
			必 修	選 択		
専 門 教 育 科 目	導入科目	商 学 基 礎	2		必修8単位	
		経 営 導 入 基 礎 I	2			
		経 営 導 入 基 礎 II	2			
		地 域 創 造	2			
	学部共通 基幹科目	経 営 学 概 論	2			
		会 計 学 概 論	2			
		ミ ク ロ 経 済 学	2			
		情 報 処 理 I	2			
		経 営 組 織 と 管 理			2	
		ダイバーシティマネジメント			2	
		広 告 論			2	
		商 法			2	
		情 報 処 理 II			2	
		A I 入 門			2	
		A dobe クリエイティブデザイン			2	
		W eb デザイン			2	
		A dobe 動画コンテンツ制作			2	
		地域活動と社会貢献			2	
		観 光 学			2	
		環 境 経 済 学			2	
		日 本 経 済 論		2		
		民 法		2		
		労 働 法		2		
		基幹科目	商 業 簿 記 I	2		
			商 業 簿 記 演 習 I	1		
			商 業 簿 記 II	2		
商 業 簿 記 演 習 II	1					
工 業 簿 記 I	2					
工 業 簿 記 演 習 I	1					
展 開 科 目	展開科目	工 業 簿 記 II	2	必修16単位を含め 「展開科目」から 12単位以上、 「応用科目」及び 「実践科目」から 20単位以上修得 し、合計50単位 以上		
		工 業 簿 記 演 習 II	1			
		商 業 簿 記 III			2	
		商 業 簿 記 演 習 III			1	
		税 務 会 計 論			2	
		国 際 会 計 論			2	
		予 算 管 理 論			2	
		分 析 論			2	
		務 業 評 価 論			2	
		経 営 戦 略 論			2	
		経 営 財 務 論			2	
		資 金 調 達 論			2	
		資 金 運 用 論			2	
		意 思 決 定 論			2	
		フ ァ イ ナ ン ス 論			2	
		地 域 金 融 論			2	
		国 際 金 融 論			2	

	応用科目	人的資源管理論		2	
		経営情報管理論		2	
		マクロ経済学		2	
		経済活動と法		2	
		国際経済論		2	
		中小企業経営論		2	
		ベンチャー企業論		2	
		グローバル経営論		2	
		国際マーケティング論		2	
		ブランディング論		2	
		観光ビジネス		2	
		地域ビジネス		2	
	コミュニティ振興論		2		
	経営学		2		
	企業監査		2		
	租税		2		
	実践科目	簿記論Ⅰ		2	
		簿記論Ⅱ		2	
		財務諸表論Ⅰ		2	
		財務諸表論Ⅱ		2	
		管理会計Ⅰ		2	
		管理会計Ⅱ		2	
		財務会計Ⅰ		2	
		財務会計Ⅱ		2	
		会計実務研究Ⅰ	2 2		
		会計実務研究Ⅱ			
		マーケティングプロジェクト		2	
		デジタルマーケティング		2	
		ビジネスモデル開発		2	
		サステナビリティと CSR		2	
実践コンテンツ制作			2		
インターシップ（会計）			2		
短期キャリアプログラム		2			
長期キャリアプログラム		4			
認定 P B L		2			
研究科目	課題研究Ⅰ	2	必修8単位		
	課題研究Ⅱ	2			
	卒業研究Ⅰ	2			
	卒業研究Ⅱ	2			

別表 3 教科及び教科の指導法に関する科目

経営学科 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目の名称	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
職 業 指 導		2	
情 報 と 職 業		2	
商 業 科 教 育 法 Ⅰ		2	
商 業 科 教 育 法 Ⅱ		2	
情 報 科 教 育 法 Ⅰ		2	
商 業 科 教 育 法 Ⅱ		2	

会計学科 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目の名称	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
職 業 指 導		2	
商 業 科 教 育 法 I		2	
商 業 科 教 育 法 II		2	

別表 4 大学が独自に設定する科目

経営学科・会計学科 大学が独自に設定する科目

授業科目の名称	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
道 徳 教 育 指 導 論		2	
介 護 等 体 験 指 導		1	

別表 5 教育の基礎的理解に関する科目等

経営学科・会計学科 教育の基礎的理解に関する科目等

授 業 科 目 の 名 称	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教育原理		2	
教職論		2	
学校の制度		2	
学習・発達論		2	
特別支援教育基礎		1	
教育課程論		1	
「総合的な探求の時間」の指導法		1	
特別活動の指導法		2	
教育方法論		1	
教育とICT活用		1	
生徒・進路指導論		2	
教育相談の理論と方法		2	
教育実習(事前指導)		1	
教育実習		2	
教職実践演習(高)		2	

注 教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等は、卒業に必要な単位数には含まれない。

別表 6 検定料、入学料、授業料等

種 別	金 額
検 定 料	3 0 , 0 0 0 円
入 学 料	2 5 0 , 0 0 0 円
授 業 料	6 9 6 , 0 0 0 円 前期 3 4 8 , 0 0 0 円 後期 3 4 8 , 0 0 0 円
施設・設備費	3 0 0 , 0 0 0 円 前期 1 5 0 , 0 0 0 円 後期 1 5 0 , 0 0 0 円
在 籍 料	半期 5 0 , 0 0 0 円

別表 7 授業料及び施設・設備費の納入期

	種 別	金 額	納入期日
前 期	授 業 料 施設・設備費 合 計	3 4 8 , 0 0 0 円 1 5 0 , 0 0 0 円 4 9 8 , 0 0 0 円	4 月 末 日 まで
後 期	授 業 料 施設・設備費 合 計	3 4 8 , 0 0 0 円 1 5 0 , 0 0 0 円 4 9 8 , 0 0 0 円	9 月 末 日 まで